



**European Union**  
Delegation of the European Commission in Japan

Europa House, 9-15 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075, Japan  
Tel. (03) 3239-0441, Fax. (03) 3261-5194

**日本の規制改革に関するEU優先提案  
(仮訳)**

**2003年10月16日  
駐日欧州委員会代表部**

はじめに	2
<b>1. ビジネス環境のさらなる改善</b>	<b>5</b>
1.1. 外国直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善	5
1.1.1. ビジネス上のコスト削減	6
1.1.2. 透明性と予測可能性	9
1.1.3. 人的資源	12
1.2. 政府調達	14
1.3. ジャーナリズム:情報への自由かつ平等なアクセス	17
1.4. 情報社会	19
1.5. 金融サービス	22
1.5.1. 保険部門	22
1.5.2. 銀行業および証券	24
1.5.3. 資産運用	25
1.6. 郵便サービス	26
1.7. 運輸	27
1.7.1. 航空輸送	27
1.7.2. 海上輸送	29
<b>2. 規制に伴う企業負担の軽減</b>	<b>31</b>
2.1. 医療と化粧品のマーケットの規制	31
2.1.1. 医療品	31
2.1.2. 医療機器	32
2.1.3. 化粧品	33
2.2. 国際基準の促進	35
2.2.1. 外国試験・検査機関の承認	35
2.2.2. 木製品の輸入 ホルムアルデヒド	36
2.2.3. 自動車 - UN-ECE 協定規則の採択	38
2.3. 食品安全および農産物	38
2.3.1. 食品添加物および香料	38
2.3.2. 切り花、鉢植植物、果実および野菜の輸入	39
2.3.3. 地域主義	40
2.3.4. 生鮮果実および野菜に対する規制手続き	41

## はじめに

欧州連合(EU)は日本政府に対し、規制改革対話を通じて、ローリングプランとしての規制改革プログラムに貢献することができる機会が与えられたことについて、今一度感謝の意を表す。EUは、本提案が、総合規制改革会議(CCR)が今年末に予定している「意見」に関する判断の基準としての役割を果たすとともに、日本政府ができるだけ多くのEU提案を取り上げることを希望する。

過去一年における日本経済の動きは、組織的な経済再編および規制改革措置の必要性をより一層浮き彫りにした。財政政策と金融政策のいずれか、もしくはその両方、および為替政策による需要刺激にかかわる制約が、より明確に理解されるようになった。そのために、事業活動、企業家精神の発揮、日本経済の競争力を阻害している構造的および規制上の障壁に対処する必要性が、より顕著になっている。さらに、中小企業の資金調達、情報化社会の発展、効率的な保健制度などの分野における状態を改善するための措置は、より包括的な経済全体の構造問題を解決することなくしては、成果を上げることができない。なかんずく、商環境の再活性化と、その包括的かつ組織的な実行が必要である。

EUは日本同様、規制改革対話を、日本市場で事業を行う日欧双方の企業が直面する問題を協議し、その解決策を提案するための貴重なルートである、と考えている。2001年12月、ブリュッセルで開催された日・EU首脳協議が採択した共同アクション・プランは、経済・政治関係のさらなる強化を目指した一連の中期的な協力のための施策で構成されているが、そこでも規制改革対話をより効率的で効果的なものにする双方の取り組みが再確認された。EUと日本は、それぞれの作業を合理化し、優先的事項を明確にするための努力をすでに実行している。2003年5月に開催された日・EU首脳協議において、小泉首相は、再び、EU企業による対日投資の拡大と自国における構造改革努力の継続を求めた。これは、日本における規制改革プロセスと日・EU間の対話をより実り多いものにするという我々の共通の望みを支持するものである。

EUは、近年、数々の分野で見られた建設的な発展を歓迎する。現在、より多くの対日外国直接投資を呼び込むために、多大な努力が払われている。保険部門では、規制の枠組みが大きく改善した。資産運用業の市場アクセスも大幅に広がり、医薬品の承認期間も大幅に短縮された。知的所有権の保護と労働規則には、建設的な発展が見られた。法律サービス、競争政策および投資環境の3分野が、特に言及に値する。

法律サービスについては、2003年7月に国会が、日本の弁護士と日本で業務を行うことを認められている外国法事務弁護士とがパートナーシップを結ぶこと、および外国の法律事務所が日本弁護士を雇用することを禁止する事項を廃止する改正法案を承認した。この改正法が施行されれば、法律サービス分野におけるEUの日本に対する規制改革提案を大いに満たすと思われる。EUは、この改正法を歓迎し、日本政

府に対し、日本において統合された国際法律サービスを提供する法律事務所のさらなる発展を促進し、自国と外国の企業双方の利益にかなうビジネス環境の改善をもたらすであろうこれらの変化を起こしたことに賛意を表する。

競争政策の分野でも、過去数年の EU の提案に対応し、意義深い、建設的な発展が見られた。2003 年 4 月 9 日をもって、日本公正取引委員会は内閣府の管轄に移され、郵政や電気通信のような経済の一定分野の振興に責任を持つ総務省からの独立性を確保した。

2003 年 7 月 10 日に行われた反競争的行為に関する協力にかかわる協定の署名に伴い、EU は、日欧双方の消費者のため、日本との情報交換と協力を高めることを期待している。EU は、競争法を厳密に施行するという日本公正取引委員会の目標を完全に支持し、公益事業セクターの談合や反競争的行為の阻止に取り組む一層の努力を歓迎する。競争法の精力的かつ積極的な遂行は、健全で、オープンな、バランスある現代経済の核である。それは、投資の決定が合理的かつ効率的に行われるための環境形成のためばかりでなく、新規の市場参入者に対する障害を除去し、基礎的なインプットコストを低下させながら、日本企業の国内および国際競争力を改善する上でも重要である。他方で、弱い競争法は、既存の供給者に新規参入者より優位な立場を与え、革新の芽を摘んでしまうのである。

2003 年 6 月になされた、急速に変化する市場環境に適応するため、特に電気通信、エネルギー、航空といった公益事業セクターの規制と寡占市場での同時価格引き上げ問題に焦点をあてた独占禁止法の改正を行うとの発表は、非常に意義深い。これは、1977 年以来初の独占禁止法の改正になるだろう。よって、排除措置、課徴金、刑事罰を含む独占禁止法の行政措置の全体系を見直すことが非常に重要である。

2002 年 6 月 29 日に、法人に対する罰金の最高限度額が 5 倍の 500 万円に引き上げられ、現在、おそらく EU のようなより任意的なシステムの構築という観点から、課徴金システムの根本的見直しが検討されているところである。これは、不法なカルテルの発見と解消を促進するための効果的なりニエンシー制度の導入に道を開く助けになるだろう。日本公正取引委員会は、2003 年度に再び、主に審査局に 40 人の増員を行った。EU は、日本公正取引委員会が職員数増加を継続することによって、効果的にその法執行機能を果たし、かつ、案件処理の非効率性と未処理案件の多さという、最近の統計における 2 つの問題点を改善することが出来るよう、期待する。また、EU は、日本公正取引委員会職員の審査権限が一層増大することを希望する。

もし、これらの変化が、今後数年間で、独占禁止法違反に対するより体系的かつ大胆な執行体制の構築へ移れば、それは日本経済の競争性を活気づけ、EU が日本との規制改革対話で行う主要提案を満足させる効果をもつだろう。

投資環境については、EU は、投資の促進に向け日本政府が取っているより積極的な対応を歓迎する。2003 年 1 月 31 日に行われた国会での施政方針演説において、小

泉首相は、5年間で日本を外国企業にとって魅力的な投資先とし、外国直接投資残高を倍増させる意向を表明した。首相の演説に続き、2003年3月27日に対日投資会議（JIC）で、直接投資の流入を増大させるためのさらなる措置に関する報告が了承された。対日投資会議の専門部会は、5分野74政策を含む日本における対内直接投資の促進のためのプログラムを発表した。そのほかの重要な出来事として、対日直接投資総合案内窓口（InvestJapan）の設立、2003年5月26日のジェットロによる対日投資・ビジネス・サポート・センターの開設、EUから日本への直接投資キャンペーン（2003年11月および12月にストックホルム、ヘルシンキ、パリ、ミュンヘンでイベント開催予定）がある。

双方向の投資の増大は、2001年12月の日・EU首脳協議で採択された日・EU行動計画の主要目標の一つでもある。2003年5月にアテネで開催された日・EU首脳協議は、この政策の方向性を再確認した。首脳協議の際の共同プレスステートメントに付された、「日・EU投資イニシアティブ」と題する文書は、日・EU間の双方向の投資フローの潜在力を十分に認識するよう双方に求めた。とりわけ、それは、投資とビジネス環境に影響する問題を処理する手段として、ハイレベルな規制改革対話に言及している。それは、また、対日投資会議で決定された対日投資を促進するための5本柱のプログラムを実施するために、そして、構造改革特区を含むさまざまな種類の規制緩和イニシアティブを促進するために日本政府が国内で行っているイニシアティブにも触れている。

外国直接投資の推進の面において、規制緩和について明確に言及することは重要である。まさにEUは、本文書のほかの章で触れている改革提案の多くが、例えそれらが外国直接投資に関係したものとは一見見えないとしても、もし実現されれば、一般的な投資環境に有益な影響をもたらすよう意図されており、新たな対日外国直接投資のきっかけとなりうることを強調したい。日本における直接投資は依然、EUと米国に比して非常に制限されている。対日投資は、1998年度以来、2000年度をピークに、2001年および2002年度は低下したものの、安定的な数値を維持し、著しく好転している。日本では、外国直接投資は、規制緩和が進んだ分野（金融サービスや電気通信等）で最も進行している。これは、もし日本で規制改革と経済の再編成が幅広く進めば、対内外外国直接投資もそれに続くということを示唆している。構造改革特区については、EUは、その成功例を将来的に全国レベルで規制緩和するためのパイロット計画という見方でとらえるべきと考えるが、これも地域ベースで規制改革措置を試みる可能性を提供するものである。

EUは、これまでに日本政府が行った努力に賛意を表す。過去数年で行われた主な改革へのステップは以下のものが含まれる。

- 1997年から、非常に広範囲に及ぶ商法の改正がなされ、株式会社設立の許可、合併手続きの合理化、企業組織再編成を促進するための国内株式交換の許可、倒産法の改善、企業統治と説明責任の強化が行われた。

- 2000 年以降、連結会計、税効果会計および時価会計を導入することで、日本の制度を国際慣行に近づけるための一連の改正が会計基準になされた。
- 確定拠出年金の導入(2001 年 10 月)、有料職業紹介所によって扱われる職種の範囲の段階的な拡大、有期雇用契約の契約期間の上限引き上げによって、労働の移動性を改善する最初の前進がみられた。
- 1999 年以降、パブリックコメント手続きとノーアクションレターの制度を通じて、規制プロセスにおける透明性と説明責任を向上させる動きがあった。

現在、日本政府が取り組むべき 5 つの政策分野には、( i ) 各省に単一の窓口を設置することで、より簡単で分かりやすさを目指した行政手続きの見直し、( ii ) 国境をまたぐ企業合併・買収(M&A)を促進することによるビジネス環境の改善、( iii ) 雇用と生活条件の改善、( iv ) 外国直接投資を呼び込むための地方自治体の自主努力を支援するための国および地方の枠組みの改善、( v ) 日本国内外の情報普及、が含まれる。

残念な点として、EU は、食品安全と農産品関連の問題について、過去数年にわたって前進が見られていないことを強調したい。

## **1. ビジネス環境のさらなる改善**

### **1.1. 外国直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善**

日本は、対日外国直接投資(FDI)を誘致すべく、積極的に政策を展開している。従って、構造改革および規制改革を強力に押し進めることにより、これらの取り組みを支援することが一層重要となっている。日本が、投資家に課せられる無数の制約や規制および手続きを整理することができない限り、最高の FDI キャンペーンでさえ、限られた収益しか生み出し得ないだろう。潜在的な投資家も、FDI の投資先として日本を考慮することはあっても、選ぶとは限らない。

この観点から、EU は「構造改革特区」を歓迎し、関心をもって経過を見守っている。規制緩和へのこの新しい取り組みには、EU の企業にとって市場アクセスの機会を増やすという利点がある。しかし、ガラス張りでの差別のない選考および開業を確実にすること、そして成功例を全国的に波及させて行くことが重要である。より一般的に言えば、この提案書で取り上げられる問題の多くは、一見投資に限った問題ではないように見えるかもしれないが、そのうちの多くは実は複数の分野に影響を及ぼすものであり、直接的または間接的に広い意味での FDI 環境の改善を意図したものである。その上、EU は、経済的な面で十分な成果を得るために、そして長期的には規制枠組の断片化を回避するために、特区において成功した施策を、できるだけ早期に全国規模で導入することを要請する。

措置の実行が EU にとっての重大な関心事であることに変わりはない。日本の当局が実行もしくは計画している規制枠組みにおける改善を実現するためには、日本政府の各省庁やその他の機関がその内容を完全かつ精力的に実行することを約束することが不可欠である。法律サービスのように進展を認める分野においても EU は、政府が決定した政策変更が効果的にビジネスの実態に反映されているか否かを検討するため、状況を綿密に監視する。この観点から、欧州ビジネス協会（EBC）と日本の省庁との間で活発な対話がより頻繁に進んでいることを歓迎する。

### **1.1.1. ビジネス上のコスト削減**

日本経済団体連合会（日本経団連）が 2002 年に公表した意見書（「国際投資ルールの構築と国内投資環境の整備を求める」、2002 年 7 月 16 日）にある基本的な提案の多くは、依然、有効である。直接投資を奨励するために日本政府当局が実施すべき措置には、次のものが含まれる。

- エネルギー、物流、通信および社会資本整備等の効率化・低コスト化
- 実効法人税率の引き下げや税制改革
- より柔軟な会社法の整備
- 行政手続きの簡素化・迅速化・恣意性の排除
- 構造改革特区を含む地方自治体による創意ある取り組み支援
- 港湾・税関における通関手続きの簡素化・合理化・迅速化
- 公営事業の民間事業者への委託の推進
- 資本市場を含む制度の整備
- 日本の規格・認証の国際基準との整合化の推進等による国内投資環境の整備

EU は、投資家にとって日本の参入コストが高いこと、および投資環境における透明性と予測可能性の問題の 2 つを積極的に改革を押し進めるべき主要分野として引き続き強調する。さらに、人材に関するルールを緩和することも、現存の投資家にとっての投資環境の改善および海外の潜在的投資家の誘致に貢献するだろう。

数多くの理由から、日本市場に参入しようとする外国投資家には、国際的に比較して高いコストが必要となる。EU は、新しく設定された構造改革特区の多くが引き金となり FDI によい影響を与えるだろうということに注目している。一例を挙げるならば、通関手続きを 1 日 24 時間、年中無休で行うことができる国際的物流特区を設けることによって、貿易業務が促進されただけでなく、投資家にとっても参入コストを引き下げることができ、これは大変歓迎される措置である。最近、日本貿易振興会（JETRO）が行った調査に明示されているように、この措置は、分野横断的な影響を及ぼすものであると同時に、日本を国際ビジネスにさらにも開放するものであるため、外国のビジネス界にとって最も重要なもののひとつである。EU は、日本政府がこの考えを一般的な形で全国に適用する方法を検討し、手数料をさらに引き下

げる方法を見出すよう努力することを奨励する。

2002年に連結納税制度が導入されたことは、EUの長年の関心事項に対応するものであり、大いに歓迎する。しかし、投資を促進し、企業の構造改革を進めるにあたって、この制度が十分に効力を発揮するためには、いくつかの問題がさらに解決されなければならない。現行制度には、特に税金の面において、対日投資を行う企業に対して累積的にも相当なマイナス影響を与え続けている特徴がいくつか見られる。即ち、企業に課せられる2%の付加税(EUには存在しない)、連結納税の対象を100%出資子会社に限定するという制約、会社の連結前の欠損金は通算されないこと、連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないこと、および連結納税制度を採用するためには100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないこと、である。しかも、連結には地方税が含まれていない。

さらに、他の主要な市場では慣習となっているM&A手段である、税に対して中立的な「株式交換」を、日本では一般的にまだ使うことができない。M&Aは、外国企業が市場に参入するための主な方法のひとつであり、外国投資の主要経路となっているため、この問題には関心が深い。2003年4月9日以来、産業活力再生特別措置法(産業再生法)は、日本企業が危機的状況にあり、その再生計画が日本政府によって承認されている場合には、国境を越えた「三角合併」(即ち、日本における100%子会社が他の日本企業を合併・買収する際に、親会社である外国企業の株式を割り当てること)を許容している。しかし、同法は、税金については触れておらず、従って税の中立性を満たす合併に関するルールは適用されない。その日本企業の株主が、日本の子会社を通じた「株式の交換」によってその日本企業を買収しようとしている欧州の企業の株を購入する場合、その日本企業は、利益を得ることがないにもかかわらず、現行の日本の税法に基づいて所得税を支払わなくてはならない。日本の法律が三角合併を許容したこと自体は歓迎するが、それが、これまでのところ企業の再生に密接に結びつけられており、大臣認定を必要とするということは、この手段の実際的な実用性が制限されたままであるということの意味する。税金上の不利な扱いによって、三角合併を行おうというインセンティブが相殺されてしまう可能性が十分にある。

資本および人件費など利益以外の基準、すなわち生産要素基準が、2004年4月に発効する(都道府県税の)法人事業税に導入される。そのような税金は外国直接投資に水を差すのみならず、支払い能力に応じて課税するという原則から乖離するという点で、グローバルな趨勢に逆らうものである。その新しい法人事業税では、(総体的に)外国の親会社は、日本における収入に関して外国の税額控除を完全な形で受けることができなくなる。

加えて、この10年間の大半において、日本の企業は厳しい経済環境下で事業を行ってきた。損失の全額控除を現行の制限である5年を越えて可能にすることは、日本のビジネス・投資環境の改善につながるであろう。

税務当局は依然として移転価格評価を非公開の比較に基づいて行っているが、それに関して納税者は製品あるいは機能の類似性を確認することが困難である。さらに、監査評価における非公開比較の使用は、事前確認制度（通常、公開会社の企業レベルの収益性を使用する）の移転価格手法と整合しない。このような移転価格手法における不一致は、納税側の困難を増す。

日本の税務当局は、個別の製品もしくは製品群の粗利潤差額を、極めて重要視している。これは、一般販売管理費(SG&A)の対売上げ比率が他の同様な企業に比べて低い企業には不利に働くものである。このような違いは、機能集約の差異、もしくは納税企業とその比較対象企業の間における、現実の機能とリスクの差異、のいずれかに起因するものである。そのような違いは、いかなる移転価格調整においても認められるべきである。

税調査官には、依然として日本市場には特殊な性格と参入障壁があるという考え方を強調しすぎる傾向があり、結果として日本企業が持つ販売上の無形資産には本来あるべき以上の価値が与えられている。

#### **優先提案：**

- a. EUは、日本政府が以下の問題に優先的に取り組むことによって、対内直接投資促進に関する戦略的政治的対応を一層強化することを要請する。
  - (i) 投資を促進するための措置の、政府の政策立案全般への組み入れを引き続き向上させること。例えば3カ年規制改革計画に基づいた投資に関する広範な分野横断的アプローチの採用、または総合規制改革会議を通じた取り組み。
  - (ii) 対内直接投資促進に対する構造改革特区の影響を評価し、こうした構想の全国規模での適用を実現すること。24時間通関業務は重要性を持つ具体例である。
- b. EUは日本政府に対して企業再編(合併および買収を含む)の促進の必要性を指摘する。
  - (i) すべての場合において税に対して中立的な株式交換を通じた外国企業による合併・買収を認めること。
  - (ii) 合併あるいは買収の際の税評価のために、「営業」あるいは「営業継続性テスト」といった重要な概念の明確化を図ること。
  - (iii) 納税者が、予定されている再編が適確再編の条件を満たすかどうかを公式認可を事前に取得することを可能とさせること。
- c. EUは、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結決算制度を効果的に活用が可能となるよう、以下の措置をとることを要請する。

- (i) 連結決算を選択した企業に課されている 2%の付加税を撤廃すること。この種の税は欧州には存在しない。
  - (ii) 連結納税の対象を 100%出資子会社に限定するという制約を、50%にまで引き下げること
  - (iii) 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は通算されないこと。
  - (iv) 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。
  - (v) 連結納税制度を採用するためには 100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。
  - (vi) 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税申告の準備に要する行政負担が軽減されること。
- e. EU は、企業事業税から外形標準課税を廃止することを提案する。
- f. 移転価格に関して、EU は以下の提案を行う。
- (i) 移転価格評価の標準を納税者がアクセス可能な情報のみに求め、公表されていない類似の情報によらないこと。
  - (ii) 会計監査に用いられる移転価格方式と事前確認制度に用いられる方式との間に一貫性を確保すること。
  - (iii) 売り上げに対する一般販売管理 (SG&A) 費比率の粗利益水準への影響を明らかにするため、一般販売管理費 (SG&A) 調整の利用においてより大きな柔軟性を認めること。
  - (iv) 日本市場の特殊性を重視しないこと。

### 1.1.2. 透明性と予測可能性

EU が引き続き持つ関心分野として、規制プロセスの透明性、説明責任、予測可能性、独立性がある。透明性とは情報の普及、すなわち、すべての関連事業者に対して必要とされる情報を提供することにより、公正さおよび経済効率性を確保することである。さらに透明性は、法的安全性の原則にも密接に関わっている。欧州委員会が 2000 年 4 月に実施した投資延期の理由に関するビジネス調査によると、EU 大手企業の 71% が、法令の透明性の欠如を最大の投資阻害要因として挙げている。これは中小企業にとってより深刻な問題である。企業規制の手続きを踏む段階で不必要な困難が生じれば、それは企業にとって時間と金をかなりロスすることを意味する。しかしこの分野では最近になって大きな進捗が見られている。1999 年 4 月にはパブリックコメント制度が導入され、また 2001 年 4 月には「ノーアクションレター」制度の導入に係る指針が政府全体に出された。これら二つの動きは、特に大きな意味を持つものだ。EU はそうした導入の主旨を歓迎してはいるが、同制度が、最大限の効力を発揮できる形で実行されるのかどうか、という点で懸念を持っている。以

下は、EU が指摘している代表的なものである。

- 日本の場合、多くの経済分野において規制機関は独立性を欠いている。例えば、電気通信分野には独立した規制当局が存在していない。港湾運送の場合においては、国土交通省は一定の規制機能を日本港運協会に委託をしており、その中には自由競争に関する機能も数多く含まれている。この機関は、海運会社を除くすべての主要港湾関連会社を代表しているが、実質的に海運会社を拘束する港湾業務の変更に関する「事前協議」制度を運営している。EU は、総合規制改革会議が 2002 年 7 月中間とりまとめの中で示した懸念、すなわち規制監視を専門とするモデルが国家独占事業者が支配する分野に必要とされる、とした点に共鳴する。EU はエネルギーや郵便事業といった分野での独立規制機関を設置することを日本に要請する。
- 上記のような利害の基本的な衝突は、新規参入者よりも既存の事業者を優遇するという不公平な商環境を生み出す原因となっている。

日本においては行政手続きおよび行政慣行の合理化が着実に進んでいるが、EU は依然として行政指導（書面と口頭の両方）が広く一般的に行われていることに懸念を抱いている。規制改革を進める過程においては、単に行政指導が規制に取って代わるということが決してあってはならない。1999 年 4 月に導入されたパブリックコメント手続きにおいては、行政措置と規制案に関して関係者が意見を表明する機会が与えられており、今や不可欠な制度となっている。EU 企業からは、日本の規制機関との協議の質に顕著な改善がここ数年見られる、との報告が寄せられている。

しかしながら、事前協議をタイミングよく行うことでより良い規制を確実に作り上げるという目的を達成するためには、パブリックコメント制度が規制プロセスの中に抱合されることが必要である。省庁は同制度の文言は守ろうとするが、実際にはコメントの対象となる報告書や規制を決定するまでの時間が短すぎるために、しっかりとした根拠に基づく意見が十分に反映されないケースがあまりにも多い。

「ノーアクションレター」制度は、計画されているビジネスの状況に関して事前指導を行うことにより、企業の時間と金の節約を可能にするものである。しかしながら、この制度の発足以来、ノーアクションレターの発行数は依然非常に限られている。同制度が意図する便益を実現するためには、制度が積極的かつ一貫性のある形で実施される必要がある。特に以下の点に同制度の問題があると思われる。

- 各行政機関は個々に「ノーアクションレター」指針を策定している。その結果、適用範囲、要請に対する自らの回答にどの程度拘束されるかという判断など、要請の受け入れ基準において一貫性を欠いた対応がなされる危険性がある。さらに、同制度はいわゆる「ニュービジネス」に限定されて適用されるに過ぎず、現存する製品やサービスが関係する規制事項の明確化をするには至っていない。

- 行政機関が出す回答には法的拘束力がないために、事業に関する重要な決定を行うための材料としての信頼性に疑問がある。すべての事例は、それぞれの中身に依拠して扱われなければならないことは明らかである。しかしながら、同様の事例が同様の処理を受け、過去の事例が計画中のビジネス取引の実行可能性を評価するものさしになりうると考えることは合理的である。
- 回答を公表する義務が明確に規定されていないため、行政機関が将来的に信頼性のある前例集を公表する道を阻んでいる。
- 企業が、受け取った回答に関して、自らが提示した事例の事実に適合していないと感じたとしても、明確な異議申し立ての手続きが存在しない。EU は、省庁の担当者がノーアクションレターの申請を見合わせるよう口頭で働きかけたケースもある旨報告があった点を憂慮している。

同様なことが国税庁の「回答文書」制度にも見られる。特定の税に関する状況について、明確で拘束力あるガイダンスが不足していることは、日本でビジネスを行っている欧州企業にとって長い間の懸案となっている。企業は、日本の税当局から恣意的で一貫性のない対応を受けたとの事例を多数報告している。具体的な取引に関する説明が文書化されることは、依然一般的になっていない。正式な「回答文書」制度の下で回答が発行されるという例外はあるが、明確なガイダンスの記録は一般には入手できない。これは、事業計画を困難にし、ある決定で論争が生じた際、企業が有効な是正策を探る妨げになっている。

透明性と説明責任の原則は、法律で確立されたパブリックコメントやノーアクションレターといった制度のみでなく、日常の業務においても規制当事者との関係に適用されるべきである。EU は、透明性の向上には、行政文化の長期的変化が必要であるが、省庁横断的な行動規範や研修の改善といった政府内における意識向上活動が建設的なステップとなる、と認識している。

#### **優先提案：**

- a. パブリックコメント制度に関し、EU は日本政府に対し以下のことを要請する。
  - (i) パブリックコメント手続きの実行を推進するために各省庁による同制度の活用を徹底し、監視すること。特に意見を表明する期間が十分に確保されるように(少なくとも6週間)徹底を図ること。
  - (ii) 省庁および必要に応じて審議会に対しても、コメントの内容が規制案および報告書案に適切な形で反映されるよう十分な時間を確保するよう徹底すること。パブリックコメントはすべて公表すること。
- b. 「ノーアクションレター」(NAL)制度(そして同様に国税庁の「回答文書」制度)に関して、EU は日本政府に以下のことを要請する。

- (i) 要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。ノーアクションレター制度の適用範囲を拡大し、新製品や新サービスのみでなく、現存するものにかかわる規制にも適用されるようにすること。
  - (ii) 「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。
  - (iii) 発行機関に対し、必要な場合は名前を伏せた形での、「ノーアクションレター」の公表を義務付け、将来的には信頼性のある前例集が作成できるようにすること。
  - (iv) 企業が「ノーアクションレター」の内容が自らの事例にかかる事実を適切に反映していないと判断した際、意義を申し立てることができるよう明確なガイドラインを策定すること。
- c. 特に、「ノーアクションレター」制度の行政慣行について、EUは日本政府に対し、すべての決定と説明は、正式な「回答文書」制度の下で受け取られた要請に対してだけでなく、標準的な慣行として、文書として提供されることを保証するよう求める。これには、特定の取引のための事前確認の要請も含むべきである。
- d. 競争法をより効力のあるものにする努力を継続し、とりわけ、法定限度を拡張し、課徴金額を引き上げることによって、その実施を改善すること。

### 1.1.3. 人的資源

企業は、日本のビジネス環境におけるグローバル経済の圧力と状況の変化によって、労働の質とマネジメントの効率性の改善に一層の焦点を当てながら、人的資源のマネジメント方法を再評価することを強いられている。効率的な方法で人的資源を管理する企業の能力は、最終的に日本経済の健全性に影響するだろう。欧州企業が日本でビジネスを行う際、直面し続けている困難のひとつは、日本での業務を遂行するにあたって、国際的に認められる資質を持つ日本人従業員を確保することである。

最近の労働基準法の改正は、日本の解雇をめぐる状況を十分に説明していない。2002年12月26日に諮問機関が厚生労働省に提出した報告書は、より柔軟な対応の必要性を認識した一方、2003年6月26日に国会を通過した労働基準法の改正は、「客観的に正当な理由」や「社会的に公正な」といった概念を説明することなく、社会的慣習に準じて正当な理由があれば従業員を解雇できるという企業の権利を成文化しただけであった。(現在まで、解雇の問題に言及していない)労働基準法と(雇用者が従業員を解雇する権利を認める)民法の間の矛盾を正しながらも、そこでは、契約解除に伴う補償のレベルといった解雇の具体的基準を設定していない。このような法的不確実性が続くことは、企業が日本のビジネス環境の変化に迅速に対応することを困難にしている。これは、また、法的に不利な結果が生じうることを危惧し

て、企業が業務の再編成をとまどうことから、投資環境にとって逆効果でもある。再編成と解雇をめぐる雇用者と従業員の権利と責任について、ガイドラインでさらに明らかにすることが有益だろう。

年金については、海外居住者である従業員が日本を離れる際、それまでに支払った日本の年金への義務的拠出金の還付は、現行最高3年間/1,416,000円となっており、残りは掛け捨てである。これは、外国人が長期的視野で日本で職業活動を行うインセンティブを著しく制限するものである。外国を拠点とする年金に加入している海外居住者は、退職時に給付金が再課税されるかもしれないという事実にかかわらず、給付金は拠出時点で発生するという根拠に基づいて、拠出金に課税される。

派遣労働者に関する規制では、著しい進捗が見られた。最近の労働基準法の改正は、製造業を初めて含めるなど、派遣労働者が従事できる職種の数を増やした。また、派遣雇用期間の3年間という制限が26職種で廃止され、そのほかの職種では、雇用契約期間の制限が1年から3年まで延長されるようになった。特に、製造業で期限を廃止したことは、重要な前進であった。EUは、日本がこのプロセスを続行し、特に建設と海上輸送の分野で、(常用雇用、派遣雇用にかかわらず)職業紹介所と人材派遣会社に対する規制を除去するよう奨励する。

EUは、また、滞在および移住に関する規則を緩和し、企業内の転勤という事情も含めて、ビザ規則、労働許可およびその他の滞在関連要件等の関係手続きを迅速化することで、外国投資を促進する必要が急務であると考えます。EUは、この点で、対日投資会議の専門部会の提案を支持する。経団連もまた(国籍に関係なく、企業が得られる最高の人的資源へのアクセスを提供するため)ビザ、労働許可およびその他の入国・滞在関連要件のための手続きを簡素化かつ迅速化する急務性を指摘した。

#### **優先提案：**

- a. EUは、マネジメントの柔軟性と経営の効率性を高めるために、従業員の解雇に関する規定を一層明確化するよう提案する。経済的理由による解雇について、受け入れ可能な根拠を定める明確なルールが導入されなければならない。
- b. 年金について、EUは、
  - (i) 免税される拠出金のレベルを引き上げ、従業員の年金拠出に企業が上乘せ拠出するマッチング拠出を許可し、年金加入者が年金資金を担保に資金を借り入れることを許可することによって、確定拠出年金の改善を図ること。
  - (ii) 日本を離れる外国人従業員とその雇用者に日本の公的年金制度への義務的拠出金のすべてを還付することを許可すること。
  - (iii) 日本の年金に支払われた拠出金と同じ税金控除を条件として、外国を拠点とする年金へ拠出すること。

- c. EU は引き続き、職業紹介所や人材派遣会社が扱うことができる職種に対する規制を撤廃することを要請する。
- d. 移住と在留資格に係る規則と手続きを緩和することが検討されるべきである。

## 1.2. 政府調達

1999年に日本政府が発注した単価670万ユーロを超える公共工事総数は580件、総額で78億ユーロに達している。このうち外国企業が落札しているのは2件で、総額は1,300万ユーロであった。1999年には、EUの建設会社が日本で公共工事を落札した実績はない。(また、1998年においても同様であり、以上がEUで入手可能な最新の数値である)。

WTOの政府調達に関する協定は、EUの企業が日本で公共工事の契約にアクセスできる機会を提供している。この分野の価値やWTO協定の範囲に含まれる公共工事の数量・総額が著しく大きいにもかかわらず、欧州の企業は、事実上この分野から締め出され続けている。EUはこの分野での期待に反したこうした状況の理由を探求し、とりわけ、公共工事の入札により多くの外国企業の参加が可能になるように、公共工事の入札参加資格審査制度をどのように簡素化できるか話し合うため日本政府と特別に対話の機会を持つことを期待している。

入札公告手続きの透明性が低いために、特に地方自治体による入札においてEUの企業はハンディを負っている。入札者の資格審査基準は詳細に規定されておらず、審査官は技術面で非常に適格であるとは言えず、提出された書類を読むことは希だ。往々にして調達機関は、提案に関して期待されている性能を重視するより、その技術的特徴に関心を示す。しかしながら、これらは明確に入札書類に記載されているのである。この不明確さが調達機関と入札者の間の非公式な面談の道を開くこととなり、深刻な競争上の歪みを招いている。これが現状維持を奨励し、その結果新規参入は阻止され、事実上の市場アクセスへの障害をもたらしている。

日本貿易振興会(JETRO)の諮問委員会が行った、公共事業・サービスにおける公共と民間の新しいパートナーシップに関する最近の調査(「対日アクセス実態調査報告書」2003年7月)によると、2003年4月現在、総数100のPFI(Private Finance Initiative)事業が実施されている。このうち、外国企業が加わっているコンソシアムが応札したのは3事業のみであり、落札したのはそのうち1事業にすぎない。調査によると、PFIやPPP(Public Private Partnership)の経験を有する外国企業の日本進出を促すことが、「旧態依然の市場や商習慣を打破し、効率化と社会経済の活性化をもたらすもの」として期待されている。調査では、以前よりEUから多くの要望が出されている事を確認している。調査は、(1)入札参加要件、(2)入札、(3)審査、および(4)契約、の4点に焦点を絞って、23の課題項目を取り上げて

いる。調査はこれらすべての課題項目において、日本と諸外国との制度や商習慣について差異が顕著であることを明らかにしている。経営事項審査制度、ランク付け、日本での事業実績が、重要課題となっている。通常使用されている上限価格制度が、入札の準備費用を押し上げている。入札資格審査基準が透明性に欠けているために、落札できるか否かの予測が難しい。これらの課題は、多くの外国の企業が日本の PFI 事業に魅力を感じない理由の一部を説明している。

さまざまな入札手続を経験してきた欧州企業の観察から、次のようなコメントが出されている。

- 不可能とはいわないまでも多くの場合、国際的な証明書や経験が日本でのビジネスの実績と同等であると認識されることは、いまだ困難なようだ。会社によっては、日本の省庁が自社の海外での経験を認定する必要があること、もしくはその可能性があることを承知していない。
- 指名競争入札の手続きでは「事前資格審査」があり、参加者の中には、さらなる弁明の機会も与えられず、不適格と判断されている。資格者選定会議に外部の独立した専門家の参加がないことが頻繁に特筆されている。(国土交通省の2002年10月31日付け通達は、技術評価のために地方自治体が外部の専門家を採用することを奨励しているが、それは有効な措置であろう)。入札参加可能か否かの理由についての説明が不足していることに言及している会社もある。
- 多くの場合において、極度に狭い範囲の技術仕様が設定されており、入札者が入札提案の中で付加価値を表明したり、建設的な解決方法を提示することが許されていない。そのために、プロジェクトの事前段階で、恐らく入札仕様書の技術的パラメータの決定に影響を与えるような活発な陳情活動せずして、企業が入札に成功するのは実際不可能になっている。いくつかのケースでは、仕様書は一定の国内企業が提供する製品やサービスの範囲に合わせて「注文仕立て」になっており、そのためにその他の技術的解決方法を排除している。事実、多く場合、仕様書が決定される前のプロジェクトの事前段階で実際の競争は行われている。
- 国内の事務所やプロジェクトの現場代表事務所の維持要件(500万円のプロジェクトの場合)は、費用としてコストに上乗せされる。場合によっては、日本で生産設備を保持する要件は、特に小規模な企業の場合、外国企業の入札参加を不可能にする。
- 外国企業の入札者の主たる強みは、日本の入札に著しく優位な価格をもたらすことができることである。海外では対費用効果の高い資源の使用が可能なのが理由のひとつである。しかしながら、時としてこの価格優位は、入札手続きを踏んでいるうちに、その効果が薄れてしまう。すなわち、(1)技術的な面に比べて、価格への重きは比較的少ないことと、(2)価格審査で付与される点数が、すべての入札者に事実上同じになるような方法で計算される参照価格を使用するため、

である。外国の入札者の主たる優位性は失なわれる。それはまた、どちらかと言えば他者より高値をつけた入札者に落札が決定される事態に、調達機関が直面することを意味する。このようなケースの解決は、段階的に手続きを進める方法で可能になるかもしれない。すなわち、先ず技術的な評価を最初に行い、最上位の企業間で入札と価格交渉を行う方法である。

EUにおいて、入札公告に関する欧州の規則の条文は簡潔でかつ詳細にわたっている（公共工事、サービス、供給者に関する指令は、発効してからおよそ10年が経過）。公共工事契約に関するEU指令（93/37）の24条から29条には、各々の工事契約手続きに使用される品質選択に関する枠組み規定が定められている。その条文には、EU加盟国のそれぞれの法律が、必要な程度調和されることを保証している。日本の経営事項審査（経審）と異なり、指令（93/37/EC）の29条に規定されている認証契約者の公式リストは、契約手続きに参加できる権利のある供給者の包括的なリストを構成しているわけではない。さらには、外国からの供給者に対して、その公式リストへの登録は、契約手続きへの参加必須条件とは出来ないことになっている。最後に、EUでは、調達機関が、落札した契約者に求められる金融面の支払い能力や技術的な能力を決定する時、いかなる保証が必要になるか、各々の契約告示、または入札告示に明示しなければならない。これらの保証は無差別で、当該の契約を遂行する上で求められている会社の能力を保証するのに必要な点だけに限定されなければならない。いずれにしても、欧州委員会は欧州共同体条約の執行役として、国籍を理由にした差別をなくす原則の尊重を確保するために、適正な措置をとる事ができる。統制者および競合者などすべての関係者が、明確で厳格な手続きに従うようになっている。

#### **優先提案：**

1. 入札資格基準の透明性と（成否等の）予測可能性を高め、年一度の「経営事項審査」制度との調和を図ること。
2. 「経営事項審査」制度を改正し、具体的に行われる公共工事とより密接な関係を持たせた仕組みを導入すること。
3. 公共工事の業種区分と、一業種区分のなかでの種類別許可の基準決定に透明性と客観性を導入すること。
4. すべての公共工事の調達に、入札および契約のための標準規格様式を含む調和されたガイドラインを段階的に導入すること。
5. 焦点を、入札資格の簡素化、（成否等の）予測可能性、外国企業入札の無差別的取扱い、に絞ること。特に、下記の提案をする。

(i) 経営審査のなかで、煩雑な政府の認定を必要としない形で、子会社や親会社

の証明された実績を含む、海外での実績を考慮することを保証する。

- (ii) 可能な限り、経営事項審査（経審）建築業許可、プロジェクトごとに要求される入札資格、を調和する。
- (iii) 異なった調達機関の間でも、経営事項審査（経審）において、調和された基準の使用を促進する。
- (iv) プロジェクト施行に必要な企業の技術的能力を査定するために、より高い予測可能性をもち、かつ自動的な仕組みを導入する。
- (v) 手続きの透明性を向上させる（選考基準と重点の置き方の明示、審査の結果の公表）
- (vi) 審査の専門化と審査官の独立性を確保する。

### **1.3. ジャーナリズム：情報への自由かつ平等なアクセス**

日本において公的機関（中央官庁から地方自治体や地方警察署にいたるまで）が行う記者会見やブリーフィング、その他のメディア向け行事への参加は、一般的に各機関の記者クラブに所属する会員に限定されている。日本には国・地方レベルの記者クラブが無数に存在する。記者クラブは通常、当該機関が自らの敷地内に確保する一室に所在している。その部屋は所属記者が共同で使用するが、実際には事務所兼ブリーフィング会場としても機能している。

限られた数の通信社のケース（その場合でも、記者クラブに加盟はしていても、準会員資格しか持たないため、傍聴は可能でも質問をする権利はないことが多い）を除き、外国報道機関の記者に会員資格は与えられていない。また記者クラブ会員資格が開かれたものであっても、外国特派員が臨時ニュースをカバーするために必要な複数の記者クラブの会員資格を得ることを期待することは非現実的だ。大衆向け週刊誌をはじめ、その他の週刊、月刊、隔月刊誌、また当該機関と直接関連しない分野を専門とする報道機関も排除されていることは、特筆に値する。会員資格に関する事項は、表面上そのクラブの上層部の手に委ねられているが、実際にはクラブと共生関係にある当該機関によりしっかりと管理されている。記者クラブ会員は常に取材源から物理的に近い場所に居るため、オフレコ情報を入手しやすいという特権をも享受している。

記者クラブ制度以外にも、外国報道機関の記者のアクセスが制限されているため、国際的に広く関心の高い重要な出来事を、日本国外で報道することが妨げられた事例が数多く存在する。ルーシー・ブラックマンさん事件や昨年の小泉首相の訪朝がその一例である。外国特派員にブリーフィングへのアクセスを与えないことにより、

この制度は外国報道機関に対する事実上の競争妨害として作用している。このことにより、外国報道機関の視聴者や読者への情報伝達が国内報道機関よりも不当に遅れ、また現場での質問ができないことにより、彼らが間接情報に頼ることを余儀なくさせている。事実、この制度は情報の自由貿易の抑制として働いている。

また記者クラブ制度は、日本に関する情報を受け取る国内外双方の人々に対し、さらに大きなマイナスの影響をもたらしている。

- 官僚や記者クラブの上層部は、クラブの意に沿わない記者は排除すると示唆することにより、自らが不利益になるとみなす情報の流布を防ぐ手段を有している。従ってこの制度は、公共利益に反するものである。
- この制度は、官僚と記者の双方に記事の独占を維持させる既得権を与えることにより、単一の情報元への過度の依存、および情報の照合確認の怠慢を助長し、社会全般が得られる情報の質を低下させている。
- 国内記者と外国報道陣に別々のブリーフィングをすることが広く行われているが、記者クラブ制度はこの好ましくない慣行を助長している。またブリーフィングをする側がその時の聞き手に合わせて情報を提供する可能性を増加させ、日本に関する不正確で偏った情報の流布という危険性を高めている。

ウエストミンスター・ロビー制度の様に EU においても同様な制度が存在していた。しかし、政府のメッセージが可能な限り広く伝える上での障害になるとの認識から、こうした制度はすでに廃止され、内外の報道機関に対して開かれた、かつ平等なアクセスが確保されている。こうした考察は、日本政府が対日投資拡大というメッセージを広く伝えようとしている時期にとりわけ重要性を持つこととなる。関係省庁による問題の改善は限定的なものとなっている。例えば、外務省はジャーナリスト（外国人を含む）に対してブリーフィングを事前に通知し、外務省記者証の役割を他省庁や団体に広報する対応を取るに至った。

長野県や鎌倉市は、記者クラブとの排他的なつながりを絶ち、報道関係イベントをすべての関係者に開放する、という前向きな姿勢を示している。記者クラブへの特権的なアクセス権を撤回し、また記者クラブによるコントロールの及ばない形で、自らの手によりブリーフィングを主催したり、（例えばフォーリン・プレスセンターを通じて外国報道機関に）に対して広報する役割を担うという前例を作ることは、全面的に各省庁および団体の権限にあるといえる。

記者クラブ制度が、情報の送り手として市民に対ししっかりと機能していない、という害を取り除くためには、記者クラブ制度を廃止し、国内外すべての報道機関に、報道行事への公平で平等なアクセスを与えるしか道はない。いずれにせよ、すべての外務省記者証保持者は国内記者と同等の条件で、公的機関が開催する報道行事への参加権利を与えられるべきである。参加者の人数など正当な問題に関しては、在

日外国報道協会（FPIJ）において容易に対処できる。そもそも同制度は、上記のような状況に対処するために、日本政府の要請により創設されたものである。

**優先提案：**

- a. 外国報道機関特派員に発行されている外務省記者証を、日本の公的機関が主催する報道行事への参加許可証として認め、国内記者と平等の立場でのアクセスを可能にすること。
- b. 記者クラブ制度を廃止することにより、情報の自由貿易にかかわる制限を取り除くこと。

#### **1.4. 情報社会**

日本の情報通信分野における昨今の動きは以下の通りである。

電気通信事業法（TBL）を改正する法案は 2003 年 3 月に通常国会に提出され、7 月 17 日に採択、同月 24 日に公布された。この改正 TBL は、あるサービスに対する料金告知を原則において要件とせず、第 I 種と第 II 種間の事業区別を撤廃するものである。実施日は省令によって定められるが、2004 年春ごろに実施されることが予定されている。

日本の主要 5 社（KDDI、ジャパン・テレコム、ケーブル・アンド・ワイヤレス IDC、フュージョンおよびパワードコム）は、NTT の接続料引き上げの認可をめくり、総務省を、自らの政策、手続きあるいは国際的なベストプラクティスを尊重していないという理由から（規制の独立に関する以下の EU の提案 a および b 項）提訴した（2003 年 7 月 17 日）。

EU は、2003 年に、特に第 I 種と第 II 種ライセンス間の区別の撤廃と、特定のサービスに関して指定および非指定事業者の双方に現在適用されている料金申請をめぐる要件の撤廃を含む、情報社会にかかわる規制に対するさらなる改革に日本が着手したことに留意する。EU はこれらのイニシアティブを歓迎し、下記に記述されている条件が達成されれば、それが日本における競争条件の改善に寄与することになるであろうと考える。

EU は、あらゆる市場分野において指定事業者に適用される権利と義務に関して規制の枠組みが技術的に中立であり、規制当局が独立し、いかなるサービス提供者に対しても責任を負うことがなく、共同支配の概念が日本における規制の枠組みにおいて認知されることを確保するには、未だに改善の余地がある、と考える。

EU はまた、以下の事柄に特別の注意が喚起されるべきである、と推奨する。(i) 競

争のレベルを評価し、指定事業者を確定するためにプロダクトマーケットのリストを確立すること、(ii)市場参入条件への影響をもつ指定事業者の条件を明白にすること、(iii)指定事業者による非競争的慣習の防止。

### 優先提案：

- a. 電気通信規制当局は事業の供給者から完全に独立し、公正であるべきである。そして日本市場における競争の促進に専念すべきである。規制当局は規制（競争、ユニバーサルサービス、ライセンシングの促進）にのみ関わり、事業者の経営管理に関して干渉しない、ということを経済的文書に明記することが重要である。それゆえ、EUは、電気通信事業法（適宜改定）に鑑みてユニバーサルサービスの支配的な供給者に対してあらゆる必要な規制管理が行われるべきなので、NTT法は廃止されなければならない、国家もしくは公的な株式保有者が通信分野において他の分野とは異なる扱いを受けてはならない、と考える。
- b. 接続料金に関するLRICモデルの適用は、NTT西日本・東日本の競合他社にとって結果としてより高いコストにつながるような、通信量に関係しない要素の不適切な配分を是正する方向で、見直されるべきである。同様に、トラフィックの減少によって生ずる収入の潜在的損失を補填するために確立された清算メカニズムを撤廃すべきである。NTTの固定接続料金に関する最近の見直しは、経済的および規制的観点から、また特に、日本の規制当局による決定の不公平性に関して、深刻な懸念を生み出している。
- c. ローカルおよび/もしくは長距離有線市場および無線市場事業における指定事業者が、特に非競争的な行為や接続の防止に関して、同等な権利と義務を得ることができるようにするために、電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組みを確立する。まさしく支配的事業者の指定はすべてのサービス市場（長距離有線市場を含む）で技術的に中立に行われるようにすべきである。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定される特定の基準に基づくべきではない（移動体市場の場合のように）。
- d. 市場参入条件への影響をもつ事業者の指定は、規制的な義務が適用される以前に、とりわけ長距離および移動体市場において競争調査に従うべきである。関連するプロダクトマーケットの表示リストも発表されるべきである。電気通信市場の競争状況を検討する研究会が2002年9月に設置されたことは、この方向での最初のステップであると思われるが、逆に言えば、これはまた、長距離有線および無線市場における競争に関するこのような調査がこれまで確立されていなかったことを裏付けるものでもある。それゆえ、EUは、日本における現在の規制枠組みの基本的構造、およびその結果生ずる、NTT-CCを指定しないとする決定は、透明、客観的かつ非差別的条件に基づいていないと考える。「市場の失敗」を是正するためのあらゆる手段が、あらゆる関連市場における支配的事業者を律する法によって、利用できるようにすべきである。また、こ

の点に関して、法はあらかじめテクノロジーによる差別をしてはならない。「市場の失敗」を是正するための規制政策はこのような「失敗」に実質的に対応すべきである。

- e. 現在は改正電気通信事業法には含まれていないが、共同支配の概念も日本の規制枠組みにおいて考慮されるべきである。
- f. 市場において重要な力を持ち、かつ/あるいは基本的設備を管理する事業者に対しては、卸しおよび小売料金告知要件を存続すべきである。最近のTBL改正は、第I種指定事業者が卸しおよび小売料金を告知する義務を撤廃したことによって、規制当局が、支配的事業者の料金行為を監視し、略奪的料金行為を行うことのないよう確保することを妨げるものである。日本の新たな改正枠組みにしたがって、第I種指定事業者は、こうして例えば、選択的に競合他社に損害を与えるために、値引きをしたり、あるいは料金圧縮戦略をとったりすることができるのである。料金告知と会計分離の義務は、非支配的事業者も含むあらゆる事業者の「ユニバーサルサービス」として分類されるサービスに対して、継続して適用されるもの、とEUは理解している。非対称規制および比例の原則に沿って、非支配的事業者もしくはユニバーサルサービス提供者として選ばれていない事業者には、これらの義務が撤廃されるべきである、とEUは考える。なぜなら、そのことが、これらの事業者が指定事業者と有効的に競争する能力に影響を与え、不当なコストの発生を招くからである。また、このことは公正かつ効果的な競争環境を損なうような不必要な手続きをも巻き込むものである。
- g. ユニバーサルサービスは、通常の商慣習によって網羅されないコストに対応するために、必要に応じてのみ実施されるべきである。日本国内における単一料金設定の目的は、ユニバーサルサービス基金の確立によって達成されるべきであり、特に、透明性、非差別および競争的中立の原則を充足しなければならない。国内に（収益の少ない地域も含む）単一料金を確保するためのユニバーサルサービスを提供するためのコストは、それよりもLRICに基づくべきであり、ユニバーサルサービスを提供する上での便益（ネットワーク外部性、ブランド名およびプレゼンス）は、費用の計算に十分考慮されるべきである。現行の東西NTT間での平均システムは、そのことがNTT東日本とNTT西日本間での内部補助につながることから憂慮すべき事柄である。NTT東日本とNTT西日本は組織的には分離しており、原則的には、妥当な会計分離を確保するために、競争的な保護を課すことによってそのような慣習に参画することが妨げられているにもかかわらずである。その結果、接続料金はもはやコスト指向ではなくなっている。
- h. 補足的なIMT-2000帯域（特に2.5GHz帯域）と3G移動通信システム後の帯域に対する周波数帯割り当てを調和させる。

## 1.5. 金融サービス

### 1.5.1. 保険部門

ここ数年、日本の保険市場の規制緩和は進展している。例えば、届出制（時には「ファイル・アンド・ユース」と呼ばれるが、実際は事前認可制を簡素化した制度）の対象となる新商品の範囲を拡大したことを大いに歓迎する。しかし、商品および料率の認可は依然必要である。従ってEUは、効率性、競争および消費者の選択の観点から、日本の保険市場の一層正真正銘かつ有効な規制緩和を引き続き求める。

個別の商品および料率の認可が維持される限り、競争は抑制され、経済的規制の水準は保険会社にとって経営上の負担となっており、革新的な商品を消費者に提供するのが遅れることになるであろう。保険約款の比較的小さな表現上の変更でさえ、しばしば新商品の認可に求められるように取り扱われる。大部分の企業向け商品が商品認可の概念から離れる動きは前向きなステップであるが、この動きはすべての保険商品に拡大すべきである。ミクロレベルの個別商品および料率の認可手続きは、最終的には全廃し、事前の規制・監督から事後の検査・監視へ移行するという原則に歩調を合わせて、保険会社のソルベンシー・マージンと自己資本規制によるマクロレベルの健全性のための措置にとって代わられるべきである。消費者保護は、原則認可制を必要とせず、料率や責を負うべき者の詳細を含む商品の契約条件の公表および反トラスト規約のような、明確かつ適当な健全性のための措置を通じて確保できる。いずれにせよ、経験豊かな企業は個人ほどには契約者保護を必要としないので、企業に販売されるすべての保険商品に対して「ファイル・アンド・ユース」制度を適用すべきである。

保険契約者保護基金への再三再四にわたり費用のかかる補給の必要性も、より周知なマクロレベルの監督が保険会社のファンダメンタルズに対して実施されれば、かなり防げるであろう。商品規制よりも、保険会社の財務の健全性に基づいた適切な健全性規制制度は、必要であれば業務内容の再編成を通じて、倒産を防止するための当局による時宜を得た関与を可能にし、優れた経営を行っている企業の犠牲の下での経営の劣る企業のモラル・ハザードを回避させるであろう。生命保険契約者保護機構の基金は、最後の手段としてのみ用いるべきである。これは同時に、資金拠出のための企業再評価を原因とする経営環境の不安定化の回避に資することとなる。

原則として、簡保のような公的機関は、民間部門が提供し得るいかなる新商品の開発に携わるべきでない。競争の平等な土俵を確保するために、簡保と共済（共済組合の保険事業）は共に、監督、資本、支払い能力、課税および契約者保護基金に関して民間保険会社と同等の要件に従うべきである。さらに、簡保は新しい「終身」保険商品（「定期特約つき終身」として知られている）を導入しようとしている、とEUは理解している。この商品は、「定期つき終身」のみならず疾病保険商品とも競

合するよう構築されている。その理由は、この商品は、定期特約の終了後には、EUと米国の保険会社の日本における事業の中核である、いわゆる「第三分野」商品とほぼ同一になるからである。従来非常に競争的であった分野において、民間の商品に対して簡保の競争上の地位を高めるために、簡保の巨大な規模（日本の民間生保分野の資産の142.1兆円の88.5%に相当する資産を保有）と政府保証が不当に利用されている。日本郵政公社の経営の独立性の高まりが新保険商品をさらに開発するために利用されるという、大きく正当な懸念が民間部門に存在する。

最後に、実際問題として、ブローカー制度が自由化されていないことを挙げる。このことは、保険取次ぎ人が代理店として留まることを助長し、顧客が専門的かつ独立した助言を利用することを否定する。ブローカーは代理店と共同して営業することが認められておらず、また、顧客に代わって保険料を徴収することも認められていない。他国の主要保険市場においては、ブローカーは代理店と同じ分野で競争でき、また流通・販売過程においてブローカーと一緒に活動することが認められている。日本は、その慣行を国際標準に合致させるよう取り組むべきである。金融庁は、ブローカーが保険契約者に直接的・実質的にアクセスでき、また、保険契約者から保険料を徴収できる近代的なブローカー制度を創設することにコミットすべきである。ブローカーは、保険会社を経由せずに、金融庁に特別仕立ての保険商品を直接届け出る権利を持つべきである。この行為は真の引き受け行為とは区別して理解されるべきであり、真の引き受け行為はブローカーの責務ではない。多額の供託金やブローカー資格の有効期限を含む煩雑な行政上・手続き上の問題など、日本の保険ブローカー部門の発展を妨げている過度の要件は対処されるべきである。

#### **優先提案：**

- a. 届出制への移行を完了し、商品および料率の認可制を廃止すること。このことは、サービスの提供者が営利ベースで経営できるようにするために重要である。「ファイル・アンド・ユース」制は、個人向け商品に拡大すべきである。また、処理期間を30日に短縮すべきである。損害保険への届出の採用を歓迎する。生命保険にも届出を採用することを日本に求める。
- b. 日本が、国際基準に準ずるソルベンシ・レシオならびに全般的な財務の安定性に基づいた規制システムに移行するよう、EUは求める。保険契約者保護制度を現在見直している過程において、企業が資金を出す安全網（生命保険契約者保護機構）は厳密に最後の手段としてのみ利用し、主としてマクロレベルの監督に基づいた解決を見出すことを優先することをEUは求める。
- c. 簡保と共済には、免許を受けた民間保険会社に適用されるのと同じ規制制度が適用されるべきであり、新たな引き受け活動を展開するために規制上および税制上の特典を利用することを慎むべきである。
- d. 金融機関による保険商品の残存販売制限は撤廃されるべきである（後述の銀行

分野も参照)

- e. ブローカーが代理店と一緒に活動し、正規な活動の一部として保険料を徴収することを可能にすべく、ブローカー業務に関する法律および関連規則を改正すること。個人よりもむしろ、事業を行っている経験豊かな顧客の立場にブローカーが立つということを念頭において、ブローカーが特別仕立ての保険商品を保険会社を経由せずに金融庁に直接届け出ることが認められるべきである。

### 1.5.2. 銀行業および証券

欧州の証券会社は多かれ少なかれ大きな銀行グループの一部である。証券取引法第65条は、子会社を設立せずに証券会社が銀行業務を行うこと、および銀行が証券業務を行うことを禁止している。このことは、消費者にとっても金融グループにとっても等しく費用を増大させ、機能の重複を余儀なくさせる。さらに、ファイヤーウォールに関する規則は、小売り業務より卸売り業務に対してより厳格に適用されており、既に時代遅れの法律の初期の目的にさえも反し、そして規制上の矛盾を引き起こしている、と業界筋は報告している。金融グループは、銀行および証券分野において統合された業務として活動することが認められるべきである。繰り返しになるが、消費者保護への懸念は正しい健全性規則を通じて対処できる。

1998年の金融システム改革法により、銀行は2000年10月から子会社を通じて保険業が営めることとなった。さらに、2000年の保険業法改正により、銀行は2000年4月から一定の保険商品の小売販売ができるようになった。これらの変化は歓迎するものであるが、ユニバーサル・バンキングの要件を満たすものではない。子会社の設立は、銀行が販売できる保険商品の範囲の制限と同様、市場アクセスを抑止するよう作用する、長くて費用のかかるプロセスである。さらに、銀行の支店において保険商品の販売に携わる者が1~2人であっても、支店の顧客係りの全員が保険販売免許を持っていないなければならない、といった規則は非常に厄介である。いかなる消費者保護に関する懸念も、正しい健全性に関する法律を通じて適切に対処できる。第一歩として、その他の金融機関による保険商品販売に関するすべての制限は廃止すべきである。

資産運用部門のように(下記を参照)、政府の規制当局(金融庁、証券取引等監視委員会など)と自主規制機関(例えば、日本証券業協会、東京および大阪証券取引所など)の間には職務の重複がかなりある。このことは、監督、検査および報告義務を倍増させることにより銀行および証券会社の規制上の負担を増やし、規制制度の透明性と公平さを高める努力を妨げる。EUは、職務の重複をなくし、報告要件を簡素化すべきである、と提言する。

**優先提案：**

- a. 銀行および証券業務の統合化された経営を禁止する証券取引法第 65 条の条項を廃止すること。
- b. 銀行や証券会社などの金融機関を通じて保険商品が販売されることを妨げている制限を廃止すべきである。ユニバーサル・バンキング（保険、銀行業、証券、資産運用を含む）を認めること。
- c. 政府と自主規制機関との間の規制に関する職務の重複を取り除き、銀行および証券部門に関する簡素化された、明確な規制制度を創設すること。

### 1.5.3. 資産運用

日本の年金市場の投資顧問会社への開放に関して、今までに多くのことが達成されている。最近では 2003 年 7 月 4 日、国会は日本郵政公社法の改正を承認し、約 360 兆円の郵貯・簡保資金への投資顧問のアクセスが認められた。しかし、特に選択が明確なルールを持った一般入札に基づくのかどうかという点に関して、これらの資金運用に対し投資顧問がいかにアクセスすることになるのかという実施規則は未だ公表されていない。

マクロレベルの健全性に関する規則を重視し、規制行為の不必要な重複を削除するために、日本の資産運用部門に関する規則が明確化・簡素化されることは、日本の年金受給者、投資家および金融サービス産業にとって利益となるであろう。

投資信託および投資顧問の経営に関する別個の法律上・規制上の要件は、免許・届出・顧客情報開示の要件を不必要に重複させ、投資家保護を促進せず、消費者の選択を損なう。グループ関連会社の商品の販促・販売ならびに代行取引は、他の主要市場では認められている通常の活動であり、日本においても認められるべきである。特に：

- 資産運用部門のための単一かつ調和の取れた規制制度が設立されるべきである。
- 同一金融グループの会社が日本国外で運用するファンドの販売・売買は、核となる業務活動であり、煩雑な付随免許を要求すべきではない。日本で規制されているフィーダー・ファンドは単一のオフショア・ファンドにすべて投資されることが認められるべきである。さらに EU は、税の新規則が日本国外に支払い場所を指定した投資商品を冷遇しかねないことを懸念している。
- 他の市場のように、証券業免許取得を義務付けられることなく、投資顧問がグループ関連会社の代理として売買注文を出せるようにすべきである。
- 純資産価値（NAV）の規則を明確にし、現在のように 2 度（すなわち、投資信託会社と資産を管理する信託銀行の両者によって）算出するのではなく、資産運用会社とは無関係に 1 度だけ算出すべきである。信託銀行が真の受託者機能を果たし、資産価値算出に対して単独の責任を担えば、より投資家保護に役立つ。

### **優先提案：**

- a. 郵貯・簡保資金の投資一任運用に対する投資顧問のアクセスに関する運用規則はオープンで透明な競争入札を可能とするようなものでなくてはならず、すべての関係者に向けたパブリックコメント手続きを事前に実施すべきである。
- b. (i) 資産運用部門向けの単一規制枠組みを創設すること。(ii) グループ関連会社が日本国外で運用する商品を販促・販売するのに必要とされる付随業務免許や (iii) 関連会社に代わって取引するための証券業免許の要求のような費用がかさみ煩雑な規制要件を廃止すること。(iv) フィーダー・ファンドが単一のオフショア・ファンドにすべて投資することを認めること。(v) 資産運用会社とは無関係に受託者が NEV を算出することを義務付け、不必要な NAV 算出の重複を廃止すること。

### **1.6. 郵便サービス**

2003年4月1日、郵便サービス、郵便貯金、簡易保険の郵政三事業を引き継いで日本郵政公社が発足した。1998年の中央省庁等改革基本法に基づいて新公社が設立されたことは、国の郵政サービスを民営化する第一歩を示す。三事業は、単一経営の下ではあるが自助を基礎に、事業効率を改善するために企業会計システムと他の民間経営手法を取り入れ、事業活動を行う。

2003年7月11日、小泉首相は衆議院予算委員会において具体的なスケジュールに初めて言及し、2007年4月に郵政事業を民営化する予定である、と述べた。

EUは、さらなる国内郵便市場の開放に向けて、消費者の利益のために現在の事業者以外の企業が郵便サービスを提供することを可能にする、現在進められている郵便サービス改革を歓迎する。これは、世界の類似した潮流と万国郵便連合の勧告に沿った進展である。しかし、二つの懸念が残る。

第一の点は規制当局の独立性に関するものである。日本郵政公社は、公社として、所有権も保持する総務省によって引き続き規制される。EUは、独立した規制当局を設立し、利益相反を避けるために郵政サービス市場を規制する政府の役割と所有者の権利を明確に切り離すことを提案したい。

第二の点は、独立した規制当局の必要性を具体敵に説明している。郵便事業者がユニバーサルサービスを確実にするという旧来の狙いは、郵便市場に有効な競争を確立するための政治的意思より勝っているようである。2003年4月1日、それまで郵政事業庁が独占していた信書便市場は、限定的ではあるが開放された。しかし事業

者に課せられる厳しい条件のために、この分野に参入した企業は未だない。郵便法施行規則 24 条 2 項は、郵便ポスト( 信書箱 )をあまねく全国に設置する要件を含む。したがって当分の間、競争を通じたコストの引き下げのような恩恵を利用者はほとんど期待できない。

#### **優先提案：**

- a. 現行の郵便分野の改革に関し、日本政府は規制当局の独立性の確保を目指すべきである。
- b. 信書便サービスの役務に関する義務と要件は、新規参入者による有効競争を可能にする方向に設定すべきである。

### **1.7. 運輸**

#### **1.7.1. 航空輸送**

「日・EU 協力のための行動計画」は、日本と EU の人と人を結びつけることを重点目標のひとつとして掲げている。また、日本を訪れる外国人旅行者を 2010 年までに倍増することを、日本政府は明確な目標として掲げている。しかしながら、この日本観光の望まれる増加は、国際航空輸送に関する既存の障害を取り除いて初めて達成できる。航空業務は、日・EU 間の貿易にとって、また特に国際観光産業にとって、きわめて重要な要素である。したがって、航空サービスの提供は、日本と欧州の両経済にとって不可欠なものである。貿易（特に高価値商品）の流れ、そして観光者の往来を促進するためには、高頻度の日・EU 間航空輸送を可能にしなければならない。

成田空港は、首都圏において唯一、国際定期路線に開かれた空港である。それゆえに、EU の航空会社の成田空港への透明で無差別なアクセスは、日・EU 間の航空輸送のさらなる発展のために不可欠である。成田空港の発着枠容量は需要を満たしておらず、この不足は、日本と第三国間のビジネスおよび観光の発展にとって、大きな障害となっている。特に、2002 年 4 月に 2,180 メートルの新滑走路が使用開始したことによって発着枠容量が、また、発着枠の割り当てに関する透明性が若干改善されたことを認める。しかしながら、EU の航空会社にとって現状は、依然としてかなりの改善余地を残している。

国際線が利用できるよう羽田空港に柔軟性を持たせるといふ、最近国土交通省が最近発表した計画を、EU は歓迎する。しかしながら、われわれが得た情報によると、羽田空港は短距離チャーター便のみに対して開かれると聞いている。将来、羽田空港が、すべての関係者にとって透明かつ公平な原則に基づいて、国際長距離便に開放されれば、首都圏における航空輸送の障害はかなり取り除かれるであろう。

発着枠割り当てに関する透明性は改善されたとみられる。しかしながら、依然として、規制を簡素化し、規制の透明性を高め、国際基準を代表する IATA ガイドラインに適合するよう規制を変更する余地はかなりある。

日本の着陸料および日本の空域における航行援助施設利用料は、世界一高い。この高額な料金は、航空会社が日・EU 間の便数を増やすことを妨げている。現在航空業界が見舞われている危機的状況、また、重症急性呼吸器症候群(SARS)による東アジアにおける航空輸送量の大幅な減少にもかかわらず、日本の空港は、他の東アジアの空港の例にならって空港料金を下げることがしなかった。新東京国際空港公団(NAA)の料金については、過度な高料金を防ぐよう、注視していかねばならない。成田空港の民営化によって、小売業のような他の分野への多角化が可能となる。NAAの黒野匡彦総裁は、将来、着陸料を下げる意向をすでに表明している。国土交通省は、担当当局ができるだけ早く料金を下げるよう働きかけるべきである。また、独立した規制制度が、料金の正当性と妥当性を確実なものにすべきである。地上業務などの空港関連業務の提供について競争が促進されれば、状況はさらに改善する。(1997年以來EUにおいて競争がどのように促進されてきたかを、2002年10月の報告書は示している)。

日本における国際航空運賃の設定、その公表と支払いに使うことができる方法のすべてが、航空産業全体の懸念の対象である。航空会社は、国土交通省に追加して諮問する必要なく、直接顧客に対して市場価格を提供できるべきである。同様に、政府が承認した料金以下に割引きされた航空券について、旅行代理店に対する複雑な払い戻し制度といった問題は依然残っており、航空会社が顧客に、割引航空券を直接販売する障害となっている。

#### **優先提案：**

- a. *日本における公式な国際航空運賃の設定にかかる制度は、市場の現実を反映するような形に自由化されるべきである。航空会社が実際の市場価格を直接消費者に示すことができるような公式料金の公表方法を導入すべきである。日本の国際便運賃の決済方法については、関係者が望むのであれば、一回の操作に簡素化されるべきである。*
- b. *規制改革プロセスの目的に沿って、成田空港において、特に新滑走路開設後、滑走路の輸送力の割り当てについて、不要な硬直性または障害を避けるために必要な措置を日本政府が実施することを、EUは要求する。このことは、新滑走路には移行できない長距離便の、長い方の滑走路の利用を促進することによって、全体の輸送力を最大限にすることを含む。短距離便の新滑走路への移行は、必要あらば強制的な策をもって、さらに促進されなければならない。*
- c. *また、成田空港における発着枠に対する市場の需要を満たすため、割り当て枠*

を大幅に増やすよう、発着枠を制限している現在の規制はできる限り見直されなければならない。

- d. 日本の空港における発着枠の割り当ては、IATA ガイドラインに準拠し、透明性があり、公正で公平な発着枠割り当て制度に従って行われなければならない。日本の国際空港における発着枠割り当て手続きに関して、発着枠コーディネータに、空港の運用上の制約に配慮しながら、市場の需要によりよく対応できる自由を与えるために、徹底的な規制改革を実施すべきである。
- e. 日本の国際空港における着陸料、日本の空域における航行援助施設利用料および日本の国際空港における共有スペースの使用料を、市場の現状により合致したレベルまで下げるよう、日本の当局は、担当組織に対して働きかけるべきである。成田空港を民営化する決定が、空港のみならず、航空会社、乗客、輸出入業者にとっても利益をもたらすことを、日本政府は確実なものにすべきである。

### 1.7.2. 海上輸送（国際海運）

日本の主要な港湾における作業時間に関して進展があった。国際コンテナ輸送船が定期的に利用する主要港すべてが、現在 24 時間体制で稼働している、と産業界は報告している。

日本において欧州の海運会社が依然として直面している問題は、水際における制限的な事業慣行に起因している。そのような慣行は競争や事業の柔軟性を制限し、事業運営コストを高める原因となっている。新たに発表された国土交通省の「スーパー中枢港湾」戦略は、コンテナ輸送作業が集中し、料金・使用料が軽減されるであろう港湾をいくつか選択して、それによってコストを 30%程度下げることを目指している。この歓迎される政策は、世界で最も高い部類に属する日本の港湾コストによって、他の東アジア諸国の港湾に対して日本の港湾の競争力が大幅に弱まり、日本および海外からの港湾利用者に損害を与えているという認識を表している。コスト削減の目標を達成するためには、荷役サービスの提供に関する競争条件への制約を削除することが不可欠であることは明らかである。もうひとつの問題は、どの港湾が「スーパー中枢港湾」に指定されるかという選択の問題である。国土交通省が、日本の主要 9 港における国際コンテナ貿易の 60%以上を扱っている外国海運会社を、「スーパー中枢港湾」の選択過程に関与させることは、論理的に当然のことと考える。

港湾における高コストは、経済の他の分野に対して大きな波及効果を持ちえる。海運業界は現在、供給過剰の周期から回復期にある。実際のところ、世界貿易の持ち直しに伴い、海上輸送に対する需要は大きい。このような状況の中で、海運会社は、日本を拠点としている客に対して、アジアの他の国を拠点としている客と同料金を

維持するのがむずかしくなってくる。というのは、利益幅の大きい、低コストの港がある国の顧客に対して必然的に優先順位が与えられるからである。このことは、日本を拠点としている輸出業者が必要な時に、必要な場所で輸送手段を確保することが難しくなるか、または、彼らが割増料金を払うという方向へ行く可能性がある。

日本の事前協議制度にかかわる状況は、今なお実質的に変わっていない。日本港運協会と関係者との合意に基づき、雇用の削減や労働条件の悪化につながるような変更については、前もって海運会社と協議を行うことになっている。従って、海運会社は、船舶の変更のような些少なものをさえ含む、運航にかかる一定の変化に関しては、日本港運協会と協議をすることが要求されている。

幸いなことに、現在までのところ、現行の四者協議制度に関する重大な困難は発生していないが、日本港運協会が有する大きな裁量権と、同制度が港湾サービス供給にかかわる自由競争に課している事実上の制限は異常である。この制度は料金の低廉化を促しうる競争圧力の拡大を阻害している。現在の状況は、善意のみを根拠にしている。国土交通省の主張どおり、日本港運協会を通して扱われる事例が95%減少していようがしていまいが、日本港運協会の権力の存在は、海運会社が競争力のある港湾サービス料金の提示を求めることを阻害していることに変わりはない。

日本港運協会は、時代遅れの規制機能を果たしているのと同時に、規制当事者の一方の側（この場合は国内の港湾サービス業界）のみを代表している。EUは、規制機能が真に必要なのであれば、産業の振興機能から分離し、市場への新規参入者に対して公平な土俵を確保し、競争を促進し、利害の対立を回避することを、原則としている。

加えて、三者協議はほとんど活用されていない状況である。事前協議の分野において規制手続きの改革を加速するとともに、規則を合理化および簡素化する余地はかなり残っている。EUは、初めて要望を提出したとき以来未回答のままである優先提案b.に関し、国土交通省の対応を特に要請する。

#### **優先提案:**

- a. 透明、公平かつ迅速な事前協議および別方式による事前協議手続きを確保すること。
- b. 日本における港運サービスの供給の自由競争に対する不当な影響を一掃するために、船会社の事業計画変更申請の取り扱いにおける日本港運協会の役割に関し、さらなる見直しを行うこと。

## **2. 規制に伴う企業負担の軽減**

### **2.1. 医療と化粧品マーケットの規制**

#### **2.1.1. 医薬品**

EU は、現在、日本の保健制度が根本的变化の時期にあると認識している。入手可能な価格で最先端の医薬品が利用できることは、国民全体にとっての利益である。それは、より良い価格でより広い選択の幅を提供するのみならず、現在から将来にかけての課題、例えば人口の高齢化に起因する問題に対処する上で、新たな道が開けることを意味するからだ。

相談とレビューの過程を合理化するため、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（OPSR）と新薬申請後の審査センター（PMDEC）が統合される。2002年7月の改正薬事法の下で独立行政機関へと再編される、相談、登録、レビュー、安全管理を管轄する新機関は、2004年4月より業務を開始する。この新組織の誕生により、特に伝染病研究活動の拡大を通して、市販薬の安全管理が強化されることが期待される。

新薬申請に関する承認期間を12カ月に短縮する方向での前進があることを、EUは大いに歓迎しているとともに、新薬申請の承認期間が近年着実に減少してきたことに満足している。厚生労働省の新薬申請過程における（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構）による相談制度が導入されてから5年余りになるが、医薬品の承認にかかる時間を短縮し、開発からレビューの段階まで一貫的なアプローチを可能とする上で、当該相談制度の重要性は高まっている。

EUは、新しい機関が実際に医薬品の審査と承認過程を合理化し、レビュー制度の質を高めることを確保することの重要性を強調したい。新機関はまた、医薬品の安全性を統御する制度を一カ所に集中させようとしているが、このプロセスが実質的に医薬品の安全性にとって改良されプロアクティブでかつ統合されたものとなることを願っている。医薬品業界をEUは支持する。さらに新機関は、新薬承認申請をする医薬品会社に要求される手数料に見合ったよりよいサービスを提供すべきである。注目に値する前向きな点は、EUと米国の例にならって、新薬申請における細微な変更がレビューなしに許可されるようになったことだ。

EUはまた、日本の当局が承認申請において国際的な臨床試験データの受け入れを拡大していることを歓迎するとともに、将来はさらに広範な受け入れが日本の当局により実現されることを希望する。ICH E5 ガイドライン（薬の効用における倫理的影響を評価する枠組みを提案することでICH地域の薬の登録を促進することを目的とするガイダンス）が導入されてから数年が経過した。ブリッジング試験の成功例が何件か存在することから、ICH E5 ガイドラインの一貫性に欠ける実施と医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の職員による科学的に疑わしい議論に対して業界が

ら懸念が寄せられている。業界と日本の当局間のブリッジング試験に関する議論は、同ガイドラインの活用を啓発し、日本も世界的な新薬開発において相応の役割を担うことを確実にするためのにも必要であろう。

厚生労働省が2年に一度実施している薬価基準の見直しは、財政抑制と予算の引き締めの対象となっている。今後の薬価基準の見直しは、医薬品製造業の国際競争力向上を目指して、確立した政策に基づき、また2002年に厚生労働省が公表した“医薬品業界のビジョン”に沿った形態で検討されることが重要である。

また、日本における知的所有権の保護のあり方にも懸念が持たれる。TRIPS協定では新薬申請に際し提出されるデータの保護を規定しているが、日本において一般の製薬メーカーは、特許の失効日以前に製品開発を開始することが依然として認められている。

#### **優先提案：**

- a. *新薬申請のレビューおよび相談プロセスの質と効率性をさらに改善し、また開発からレビューの段階まで完全に一貫したアプローチを可能とし、さらに新薬承認にかかる手数料に見合ったサービスを提供すること。*
- b. *ICH E5 ガイドラインの一貫性がありかつ科学的に根拠に基づいた実施を確実にすること。*
- c. *薬価制度において明確な政策を確立し、その政策に基づいて薬価を見直すこと。革新的な新薬に対しては適切な報酬を確保すること。*
- d. *新薬申請承認に関し適切な知的所有権の保護を提供すること。*

#### **2.1.2. 医療機器**

日本における急速な高齢化の進展、低経済成長、生活の質の向上への社会的関心の高まりの中、革新的医療技術は、日本国民への高品質な医療の提供を可能とさせる。日本政府に対しEUは、自国の規制要件を主要貿易相手国ものとともに調和させることを奨励する。さらにEUは、日本政府が、医療資源がより有効に活用され、患者の生活の質および患者に対する医療行為の効率の向上をもたらす革新的医療技術を取り入れることを要請する。有益な技術革新が患者および使用者の安全が損なわれることなく、迅速に市場に投入されることが可能となるよう、日本の医療技術分野の規制改革は推進されるべきだ。この目的を達成するため、GFTHのような国際規制調和活動への日本の参加およびその勧告の受け入れが大いに奨励される。

EUは日本政府が発表した医療機器業界の「ビジョン」を歓迎するが、薬価および払

い戻し制度が技術革新プロセスをサポートし、またこの分野に於ける国内の製造業者ならびに輸入業者による継続的投資を促すものとなることが重要であることを指摘したい。

大部分の医療技術は短いプロダクト・ライフ・サイクル、そして高い革新性によって特徴づけられる。現実には、順番待ちではなく同時並行的に承認および払い戻し手続きが行われることにより、現在1年ないし2年、また新製品に関してはそれ以上の時間を要する市場投入までの期間が大幅に削減されることとなる。EUは「日本にとっての新製品」へのアクセス、保険の適用および支払いの迅速化を求めて、日本に海外の臨床試験のデータに基づく、対費用効果の高い情報の承認を含む措置を実施することを要請する。さらに、日本国内の薬価および払い戻し基準の設定に際し、医療、払い戻し、流通そしてビジネス慣行の違いから生ずる日本のビジネスにおける高コストを考慮せずに、単に海外の基準に合わせることは、差別的でありかつ不公平である。これでは、企業が最も革新的な製品を日本市場に出さない、という歪んだ事態を招く恐れがある。

#### **優先提案：**

- a. (i) 確固とした科学的かつリスクと有益性の評価に基づき世界的に認知されているデータに基づいた製品の承認、(ii) 医療技術の専門家により、市場投入後の監視システムが透明性のある形で実行されること。EUは、追加的な国内要件なしに国際的に認知された基準の早期採用とその活用を奨励する。
- b. 規制と払い戻しのための承認を同時に行うことにより、新医療技術の市場投入までの時間を短縮し、海外の臨床試験のデータに基づく対費用効果の高い情報の受け入れによって、新製品のアクセスをさらに改善すること。払い戻し水準の決定は、日本市場におけるコスト条件を反映したものでなければならない。

#### **2.1.3. 化粧品**

日本の化粧品市場の規模は約1兆5,000億円であり、世界で第2位の地位を占める。EU企業は日本市場でブランドを確立しているものの、国内メーカーのシェアが圧倒的に大きいという状況に変わりはない。2001年に施行された法令をEUは歓迎している。この立法措置により、大部分の製品分類において製品安全性にかかわる責任の所在が製造者に移され、ネガティブリスト、限定されたポジティブリスト、成分の完全表示、から成るEUの制度と類似したものとなった。

しかし、新たなポジティブリストは欧州のものとは異なる部分を依然として多く含んでおり、調和を進めるメカニズムも確立されていない。いくつかの保存剤や太陽フィルター、またはコールドタールを使用して作られる顔料はEUのポジティブリストに載っているが、日本では禁止されている。多くの企業は、膨大な安全性および無

害を証明するデータを延々と要求されることで、ポジティブリストに新しい成分を載せようとする意欲を削がれてしまっている。そのような要求は、EUですすでに行われた検査としばしば重複し、EUで何年にもわたって大量に安全に使用されていることが証明されている製品をも多く含むため、日本市場では広範囲にわたりかつ費用がかかる形で再編成を行わなければならない結果となっている。

従って、EUは国際的調和化を目的とした諸外国との協議をさらに進める、とする日本政府の意向を歓迎する。また、成分の質や完全表示の実施に関する透明性のある新しい国内制度の必要性を強調したい。

日本で使用されている「医薬部外品」の分類は、脱臭剤、染髪料、育毛剤、脱毛剤、薬用化粧品（特に美白剤）、薬用ハミガキから生理用ナプキン、店頭販売される健康飲料まで多岐にわたる。実際的に、医薬部外品としての分類基準は明確でなく、同分類において（化粧品に混入される際すでに承認されている成分も含め）新しい成分が承認されるのはほとんど不可能になっている。この分類の徹底的改革の結果次第であるが、もうひとつの問題は、製品分類における差異、つまり（EU（および米国）で化粧品として分類されているものを、日本では「医薬部外品」として分類されていることを直すことである。1999年3月の規制緩和促進計画の発表に基づいて、日本は依然として多くの医薬部外品を化粧品として再分類する必要がある。日本政府は、EUと米国では化粧品として分類され日本では医薬部外品として扱われている製品を再分類する意向を発表しているが、未だ実施に至っていない。

動物試験を科学的根拠によって裏付けられた代替試験へ移行する努力が続けられていることを鑑み、非動物代替試験により作成された安全性データを承認することが原則的に可能であり、また適用可能なガイドラインに関する情報を歓迎する、と日本政府が確認したことをEUは歓迎する。試験方法を相互に承認することは、国際的調和化の促進につながることは言うまでもない。

最後に、EU基準との調和化という観点から、市場化の際に記載が認められる製品効用の数は、証明責任が製造者にあることを基本として、拡大されるべきであろう。

#### **優先提案：**

- a. EUは、脱臭剤、染髪料など一般的な製品が化粧品として規制されることを要請する。そして、どの活性成分を含む製品が「医薬部外品」として分類されるかを示す明確な意思表示と、このカテゴリーにおける新成分の承認基準の明確化を要望する。そのためには、新しい活性成分のより簡便な登録、新しい化粧品成分の使用、化粧品に適用されるのと類似した完全表示への移行を考慮に入れながら、ノメンクラチャー・リスト、仕様書、服用量、製品カテゴリーおよび関係する権利の公表が有用な第一歩となるだろう。
- b. ポジティブリストとネガティブリストの国際的調和化を図るとともに、こうし

た品目リストに新成分を追加する場合の試験および承認基準の相互承認を確立することを目的として、EUの規制当局との協議を日本政府に求める。そして外国の製造者がこれらのリストにより簡単にアクセスできるよう、同リストの公式英語版を提供することを求める。

- c. 化粧品について非動物代替試験データを受け入れる条件に関する情報の提供を要望する。
- d. 製造者が自己責任に基づき正当な市場化の際に製品効用を記載することを認め、また、EUで認められた方式と慣行に基づき、そうした効用を証明できるようにすること。

## **2.2. 国際基準の促進**

### **2.2.1. 外国試験・検査機関の承認**

製品の安全、消費者保護、職場の安全等、公的な政策目標を確実に遂行するために、適合性評価は重要な役割を果たしている。しかし、それは製造業者および（あるいは）輸入業者に手続きや規制の面で大きな負担を課すことにもなり、特に、国産品と外国製品に異なった要件が求められている場合や、複数の省庁が所管する複数の法律の下で適合性評価が求められている場合がそれに当てはまる。適合性評価が寄与する保護の水準を低下させることなく、そのような負担を軽減するための方策のひとつが、日本の内外に存在している承認を受けた適合性評価機関が行う認証作業の結果を認めることである。明確で、均一かつ無差別な基準を設定することにより、適合性評価機関の任用が円滑化される。この意味において、国際的な手続きや基準が一助となる。

この目的のために、特に日本の製品基準が国際基準と異なっている場合を中心に、能力の備わった適合性評価機関を任用する明確な基準を導入することが肝要である。日本の法体系における適合性評価機関の業務にかかわる規則、基準や手続きは、透明性が高く、無差別で、かつ国際基準、特に ISO/IEC のガイドラインに記された基準に沿ったものとすべきである。それにより、国際基準や慣行に合致する技術的能力を示した有能な第三者機関のすべてが、日本の関連法の下で承認されることが保証される。

この数年、（最近改正された電気用品安全法や建築基準法など）異なった法律において個別に導入された制度により、外国の能力のある試験・検査・認証機関が適合性評価を行うことが可能になったことを、EU は歓迎する。この国際化に向けた動きは、可能であればどの分野からでも国際基準との調和を図る、との日本政府および新たな規制改革促進計画の総体的な目標の達成に向けた大きな前進を意味する。規制改革推進 3 カ年計画に基づき 2001 年 4 月に公表された「基準認証等制度に係る見直し

状況」には、有益なデータが盛り込まれている。特に、経済産業省により、法律ごとに、適合性評価機関の承認基準を、対応する Guide65 や ISO17020 の条項と合わせて記載した情報が提供されたことを、EU は歓迎している。日・EU 相互承認協定(MRA)の施行により、対象分野（電気製品、通信端末および無線機器、化学品 GLP、医薬品 GMP）においては、EU の輸出業者の日本市場へのアクセスを容易にしている。また、適合性評価の分野で、規制当局と施行機関との間の信頼の醸成と情報交換を促している。円滑で、実用的な方法で施行されることが望まれる。

しかしながら、自己認証を増やすために規制緩和の拡充が図られれば、これらの部門でさえも貿易が一層促進されるであろう。さらに重要なことは、相互承認協定の対象となり得えないか、当分はその計画がないような多くの部門において、上記の提案は大きな便益をもたらすであろう。

#### **優先提案：**

- a. 日本の関係省庁が規制手続きを簡素化し、より多くの国際基準および性能規格を参照し、適合評価機関承認の基準について、（外国の試験・検査機関の無差別化を含み）ISO/IEC 基準と慣行との調和を図ることを要望する。
- b. 外国の適合評価機関の指定を認めているすべての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、承認・指定に関する日本の基準と該当する ISO/IEC 基準を対応する形でリストにまとめ、ISO/IEC 基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにされたい。そのような重要な情報が確実に公表されるひとつの方法は、日本政府が、(i) 所轄大臣が外国の適合評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、(ii) 適合評価機関の承認に適用される基準、(iii) 当該基準の ISO/IEC 基準/ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースを作成することであろう。

#### **2.2.2. 建築基準 建築材料のホルムアルデヒド発散基準**

国土交通省（MLIT）は、建物内部に使用する建築材料のホルムアルデヒド発散に関する新基準を導入し、2003年7月1日に発効させた。日本政府が国民の健康のために新築建物の内部環境の改善を目指すことに、EU として異論を唱えるものではないが、当該規制の実施が EU の輸出業者にとって懸念の材料となる状況が続いている。当該基準の実施の遅れと不十分な対応、特に必要な認証を得るための試験方法に関する最終的詳細が示された時期が遅かったことにより、現在多くの輸出業者の製品が事実上日本市場から締め出されている。

対象となる製品の種類により、試験および性能評価が JIS もしくは JAS の規則のもとで求められる場合もあれば、建築基準法（BSL）の大臣認定制度を経て行われる場

合もある。EU から輸出される製品（ほとんどがコルクを含む木製品）の大半が大臣認定と JAS 制度のいずれかの範疇に入っている。しかしながら、欧州には試験あるいは性能評価を行うための認定を受けている試験機関がないため、MLIT が指定する日本の試験・性能評価機関に作業が集中し、ボトルネック状態になっているために、EU の輸出業者は多大なコストと遅延に直面している。EU 加盟国によっては数量ベースで対日輸出全体の最高 20% をも占める貿易が、危険にさらされている。ラミー通商担当委員と日本の川口外務大臣の間で、この問題の貿易に関する側面について書簡が交わされ（8 月 18 日付けの書簡および 8 月 29 日付けの返信） それに基づき、MLIT から、実質的に日本の性能評価機関から EU の認定試験機関に試験を下請けに出すことを可能にするような制度が提案された。この制度がひとたび実行に移されれば、EU 企業による日本の認証の獲得が円滑化されるとともに、試験や承認のために見本を輸送する時間とコストの削減にもつながる。EU は、域内輸出業者による BSL の新規要件への適合を容易にする前向きなステップとして、この提案を歓迎している。いかに迅速に MLIT が欧州の候補機関が BSL 要件に準ずるとの判断を下すのかにより、またそのような機関と日本の性能評価機関の間における商業的契約の交渉いかんで、今後の状況が大きく左右されることになる。

しかし、長期的な観点からは、EU 製品がより迅速かつ容易に日本の認証を得ることができる状況を EU は求める。

#### **優先提案:**

- a. EU は、EU 製品について当該措置の実施を 2004 年 1 月 1 日まで暫定的に猶予するよう要請をしているが、さらに以下を提案する。
  - (i) 大臣認定のプロセスがすでに開始してはいるが未認定の製品について、その作業を加速化するために最大限の努力を続けること。
  - (ii) 原則として、新規製品にかかわる大臣認定の作業は最長 6 週間以内で完了させることを担保すること。認定は製品のみを単位とし、企業別の取り扱いはしないこと。
  - (iii) 大臣認定制度における日本の性能評価機関から EU の試験機関への試験機能の下請けを促進かつ円滑化するために、あらゆる努力をすること。
  - (iv) 中期的には、大臣認定制度における技術評価要件を満たすために、何を基本に関連する CE マーク (EN717-1 および 717-2 に基づく) を使用するかについて、欧州委員会と共に検討すること。
- b. JAS の製造過程承認にかかわる申請の手続きを簡素化かつ加速化し、欧州の製造業者自身による JAS マークの付与を可能にすること。
- c. JAS および JIS 規則のもとで登録外国認定機関 (RFCO) となるために必要な手続きを簡素化・加速化すること。

- d. CE マークが付いた建築材料に関しては、そこに謳われている特性が日本の規制要件を満たしている限り、意図された用途に応じた設置を自動的に認めるための検討を欧州委員会と共に行うこと。

### **2.2.3. 自動車**

#### **UN-ECE 協定規則の採択**

EU は、自動車規制の国際調和は、あらゆる自動車生産国にとって基本的な利益につながるものと確信している。特に、自動車産業は、いかなる意味においても、真にグローバルな産業であるからだ。EU は、「改正 1958 年 UN-ECE 協定」への日本の全面的な加盟を歓迎しているが、附属書にある規則の多くを早期に採択するよう要望する。日本政府は、2003 年度末までに 100 以上ある附属書の規則のうち約 30 規則を、毎年 5 あるいは 6 規則のペースで採択すると発表している。EU はそのペースを速めるべきであると考えている。さらに、EU は、国際基準との調和の欠如が貿易を最も大きく阻害している分野における規制の採択に焦点を当てるべきであり、それにより輸入業者が表明した懸念に対して適切な配慮が加えられるべきである、と考える。UN-ECE 規則を、最大限多数、早期に採択することは、すでに改善が進んでいる日本での自動車の型式認定に必要な時間の短縮がさらに前進し、確固たるものになるであろう。

#### **優先提案：**

EU は長い間日本が UN-ECE 規則を早期に採択することを要望している。日本が 2003 年度までに 30 の規則の採択を目指していることに留意する。EU は次の点を要望する。

- (i) 2003 年度以後、年間の規則採択を大幅に加速する。
- (ii) 採択の決定には、EU の優先順位を考慮する。すなわち、日本が未採択の照明関係規則 (R4, R20, R37, R48, R87, R98, R99, R112, R113) をすべての採択、安全を優先させる論理的結果として、R14、および R16 の包括的採択、さらに、他の重要な規則として、R43, R44, R46, R59, R90, R97, R103 の採択を望む。

### **2.3. 食品安全および農産物**

#### **2.3.1. 食品添加物および香料**

香料の問題を含む食品添加物の使用に関する昨今の不祥事は、日本における食品添加物の認可方法における主要な問題を浮き彫りにした。食品添加物に関する FAO と WHO の共同専門家委員会 (JECFA) のような食品安全に関する国際的な機関によって

安全と認められ、世界中で使用されている多くの物質が日本においては認可されていない。また逆に、国際的に科学的に検討され、認可されていない多くの物質が日本で認可されている。

食品安全は優先問題であるのだが、昨今の不祥事に対する厚生労働省の対応について、EUは深く懸念している。厚生労働省が公言しているように、昨今の数多くの食品リコールは人体の健康への懸念がないにもかかわらず、同省によって行われたものである。これらのリコールは日本において(場合によっては30年以上にもわたって)製造された香料や添加物や、世界中で共通に使用されている製品 - その多くはEUの15の加盟国から輸入されているのだが - に関わるものである。これにより、マイナスの効果が生じ、EUの食品製造者およびその日本におけるパートナーが日本の法律を遵守し、日本の消費者に安全な食品を供給する意向であるにもかかわらず、日本の消費者の多くが、30年以上にわたって販売されていた食品が潜在的に安全ではなかった、という誤った情報を信じるようになったことをEUは非常に残念に思う。

EUは、国際的に受け入れられている科学的な方法に沿って、食材や添加物の安全を決定するコーデックス委員会の作業に忠実に従っている。さらに、EUは、日本がその添加物のリストを国際的な規格に沿って、日本が参加し、支持するコーデックス委員会の作業と一致させることを、強く要望する。特に、認可できる物質のポジティブリストおよび残留レベルに関する研究は、国際社会においてすでになされており、十分な熟考を経て、コーデックス委員会によって受け入れられている。現在経験しているような不必要な諸問題を回避し、高いレベルの消費者保護を確保するために、日本はこの件につき迅速に行動すべきである。

### **優先提案：**

*EUは日本政府が適用可能な国際的な規格 コーデックス規格 に沿って認可食品添加物のリストを近代化し、食品添加物に関するFAOとWHOの共同専門家委員会(JECFA) ECの食品に関する科学委員会または欧州食品安全機関のような評価機関によって安全であると認可された香料を受け入れることを強く要望する。*

*日本が国際規格と慣行にできるだけ早く追いつくために、EUは日本政府が、早期に承認すべき物質を掲げた厚生労働省のリスト(2003年1月9日)にある38の食品添加物および香料を優先的に承認することを要望する。一つひとつ、あるいはグループ毎の承認では、検討プロセスが非能率的なので、これらの物質は一括承認されるべきである。*

### **2.3.2. 切り花、承認済培養土で育成された鉢植植物、果実、野菜の輸入** **- 日本の非検疫生物リスト**

日本の植物防疫法は部分的に改正され、1996年6月には国会を通過している。しか

し、その改正法における有害生物と無害生物の区別が不十分であり、科学的な実状に合っていないため、同法が植物製品の輸入にもたらす効果はこれまでのところ限られたものである。

日本の非検疫生物リストは不完全であり、日欧の双方に生息しているありふれた害虫（アブラムシ、ダニなど）の多くが同リストに入っていない。日本においては、そのような無害生物が付着している植物はすべて、まるで有害生物に感染しているかのごとく取り扱われ、燻蒸処理が要求されたり、輸入を拒否されている。この規則は国際的基準に沿っていない。1998年3月31日発表の規制緩和推進計画において打ち出された日本政府の公約に沿って、WTOのSPS協定の原則に合わせるべく規制を改定すべきである。

1999年2月、欧州委員会は9種の重要な生物を日本の非検疫生物リストに加えることを要求し、その後同じ要請を、ルグラ総局長から熊沢審議官（当時）に宛てた7月28日付けの書状の中でも繰り返し言及した。2000年1月24日付けの返信において熊沢審議官は、9種の生物を非検疫生物リストに加えることは拒んでいるが、日本政府は、許容レベルの導入の可能性と代替の燻蒸方法について検討している、と言及している。この検討結果の発表は2001年初頭との約束であったが、いまだに欧州委員会側に手渡されていない。欧州委員会は、日本側の専門官が切り花に関するこれらの生物の許容レベルについての提案を提出する努力をしていることを大いに歓迎するものであるが、その他の分野、例えば果実、野菜については、何らの進展も見られず、日本側から許容レベルについて何らの示唆もない。さらに、昨年EUの優先提案に対してなされた2003年5月の回答では、日本政府はEUの要望がなぜ受け入れられないのかについて、明確な説明がなされていない。

#### **優先提案：**

*EUは日本側の非検疫生物リストが拡大され、切り花、承認済培養土で成育された鉢植植物、果実および野菜に付着するすべての無害生物を含むようになることを要請する。第一段階としてEU側から特にリクエストのあった9生物がリストに追加されるべきである。同時に非検疫リストに含まれていないクオリティー・ウィルスに対する許容レベルも引き上げられるべきである。これらの許容レベルはすべてのEU加盟国に便益をもたらすものでなければならない。*

#### **2.3.3. 地域主義 - 動植物製品に関してEUを単一市場と認証すること**

EUにおいて動植物製品の単一市場が存在することを日本は認めておらず、WTOのSPS協定の地域主義に関する規定をEUに適用していない。従って、EU加盟国が日本に新種新型の動植物製品を輸出しようとする時は、各国別に二国間の交渉を行い、長い承認手続きをすべて経なければならないのが現状である。

G / SPS / GEN / 101 に明文化されているように、EUは国際的ガイドラインに従って、

域外との国境内において、地域主義の原則を域内で適用している。日本はそれ故、地域主義に関して欧州レベルで取られた法的な決定を信頼し、EUからの製品に対して輸入措置を適用する場合は、これらの決定によって承認された疾病・害虫のない地域を考慮に入れるべきである。

この点について協議を継続した結果、2000/2001年、EUから要請のあった方法で地域主義を適用することができるかどうかを検討するために、日本は、豚コレラを用いた非公式なケーススタディーを実施するというEU側からの提案を受け入れた。EUはすでに提出したが、日本側からいまだに何もコメントがなされていない。植物について同様のケーススタディーを実施するという提案に関しては、今のところ、日本側が取り上げていない。

#### **優先提案：**

EUは、地域主義に関して欧州レベルで取られた法的な決定を信頼し、EUからの製品に対して輸入措置を適用する場合は、これらの決定によって承認された疾病・害虫のない地域を考慮に入れることを要請する。地域主義に関するEUの措置は、国際獣医事務局（OIE）、コーデックス（CODEX）および欧州・地中海植物防疫機構（EPP0-European and Mediterranean Plant Protection Organization）の国際基準に十分に整合する。各加盟国による15（近い将来25）の個別の承認を必要とすることは、排除されねばならない。

#### **2.3.4. 生鮮果実および野菜の輸入を承認する規制手続き**

スペイン産のネーブルオレンジおよびフランス産のゴールデンアップルについては、日本は輸入を解禁したが、日本では、SPS認証の手続きにかかる期間が長すぎて、これまでも数種の柑橘類の認証に、20年もかかった例がある。日本政府はスペイン産サルスティアーナおよびクレメンティーナオレンジに関して公聴会を開催すると回答を出しているが、残念ながら、農林水産省が延期したために、このような公聴会は未だ開催されていない。同様に、イタリア産の果実および野菜に関する公聴会も未だ開催されていない。

#### **優先提案：**

日本が、特にいくつかの未解決の現要望（スペイン産のクレメンティーナとサルスティアーナ、フランス産の林檎、イタリア産果実と野菜＜特にオレンジのタロッコ種＞およびベルギー産トマトなど）に関して不当に遅延することなく、輸入要請の手続きを進めることをEUは要望する。SPS認証は、今後速やかに、遅滞なく行われるべきである。